

歩行者・自転車の分離通行について 意見交換会を実施します

【ポイント】

国道192号徳島駅周辺地区の歩行者と自転車の分離通行について、有識者、関係団体の方々との意見交換会を実施します。

1. 開催日時：平成22年3月17日（水）14:00～16:00
2. 開催場所：アミコビル内 シビックセンター5階
第1活動室（徳島市元町1丁目24）
3. その他、概要につきましては、【別紙1】をご覧ください。

【概要】

徳島駅周辺地区の歩行者・自転車の分離通行については、平成21年9月9日の有識者や関係団体の方々との意見交換会を踏まえ、当面の改善策（別紙2）を実施しました。

その後に行った調査結果等を踏まえ、今後の改善案について有識者や関係団体の方々との意見交換を行うため、同施策を推進する徳島県道路交通環境安全推進連絡会議において、第2回目の意見交換会を開催いたします。

- ・今後も歩行者と自転車が安全・安心して通行できる通行環境の形成を目指して参ります。

歩行者・自転車分離柵についてのご意見がございましたら
下記のホームページまでお願いします。

<http://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/road/d/bunrisaku/>

徳島県道路交通環境安全推進連絡会議
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
徳島県警察本部
徳島県県土整備部
徳島市土木部

本施策は、四国圏広域地方計画「No.5 圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」の取組に関連します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

◎副所長

交通対策課長

かみばやし まさゆき

上林 正幸

いしかわ やすじ
石川 安二

TEL：088-654-2211（代表）

◎主たる問い合わせ先

◇「歩行者・自転車分離通行に関する意見交換会」の開催について

1. 開催日時：平成22年3月17日（水）14:00～16:00
2. 開催場所：アミコビル内 シビックセンター5階 第1活動室
徳島市元町1丁目24番地
3. 目的：徳島駅周辺地区の歩行者・自転車分離の当面の改善策実施後に行った調査結果等を踏まえ、有識者や関係団体の方々との意見交換等を行い、今後の歩行者・自転車分離通行の改善案の参考とさせていただくため。
4. 議事内容(案)：○調査結果等
 - ・当面の改善策施工後に行った調査結果について
 - 歩行者・自転車分離通行の今後の改善案について
 - 意見交換
5. 参加者：○徳島県道路交通環境安全推進連絡会議幹事
 - ・国土交通省徳島河川国道事務所
 - ・徳島県警察本部
 - ・徳島県県土整備部
 - ・徳島市道路建設課、市民生活課、都市デザイン室○有識者
 - ・徳島大学大学院 山中教授○関係団体
 - ・徳島市身体障害者連合会
 - ・徳島市老人クラブ連合会
 - ・八百屋町2、3丁目町内会
 - ・両国本町商店街振興会

※当日は、テレビカメラ等による取材は意見交換会の前までとし、その後、意見交換中は傍聴取材（着席）となります。

○これまで行った当面の改善策について

1. 周知看板の設置



2. 街頭指導及び自転車通行ルールビラの配布



『自転車安全利用5則』をご存じですか？

「自転車安全・快適に利用するための交通ルールとマナーを守りましょう。」

① 歩道は歩行者専用です。歩道に侵入して通行してはなりません。歩道に侵入する場合は、歩行者の通行を妨げず、歩行者の通行を妨げないよう通行してください。	② 歩道に侵入して通行してはなりません。歩道に侵入する場合は、歩行者の通行を妨げず、歩行者の通行を妨げないよう通行してください。	③ 歩道に侵入して通行してはなりません。歩道に侵入する場合は、歩行者の通行を妨げず、歩行者の通行を妨げないよう通行してください。
④ 歩道に侵入して通行してはなりません。歩道に侵入する場合は、歩行者の通行を妨げず、歩行者の通行を妨げないよう通行してください。	⑤ 歩道に侵入して通行してはなりません。歩道に侵入する場合は、歩行者の通行を妨げず、歩行者の通行を妨げないよう通行してください。	⑥ 歩道に侵入して通行してはなりません。歩道に侵入する場合は、歩行者の通行を妨げず、歩行者の通行を妨げないよう通行してください。

・街頭配布、3高校、3中学校、1小学校、1公民館へ配布

突に歩行者と自転車を分離する帯を設置しています。

認知度向上
自転車は、歩行者専用歩道に侵入して通行してはなりません。歩道に侵入する場合は、歩行者の通行を妨げず、歩行者の通行を妨げないよう通行してください。

認知度向上
自転車は、歩行者専用歩道に侵入して通行してはなりません。歩道に侵入する場合は、歩行者の通行を妨げず、歩行者の通行を妨げないよう通行してください。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
新潟県道路交通安全推進委員会

3. 中央線及び自転車矢印マークの設置

